

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	公園緑地課

契約業者名・住所	公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 千葉市中央区中央港一丁目 23 番 25 号
工事等の名称	土地測量等委託
工事等の場所	松戸市八ヶ崎五丁目 32 番 4 及び 23
種 別	「その他委託」部門「土地家屋調査士業務」
工事等期間	令和 8 年 7 月 31 日～令和 8 年 10 月 30 日
契約金額	1,034,141 円
工事等の概要	測量、境界標の埋設、分筆登記申請
随意契約の理由	本業務は、特定生産緑地指定に合わせて事業用地の測量業務、分筆登記業務を委託するものです。 この業務にあたっての業者選定条件は、分筆登記業務の代行が土地家屋調査士の独占業務であるため同資格を有する者を保有していること、また、特定生産緑地指定の時期に合わせて分筆登記を完了させる必要があるため業務の適正かつ迅速な実施が可能であること、が要求されます。 「公益社団法人千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」は、土地家屋調査士法第 63 条の規定に基づき、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（官公署）による不動産の表示に関する登記に必要な調査もしくは測量又はその登記の嘱託もしくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された協会であり、本業務の業者選定条件を満足する唯一の事業者です。 したがって、「公益社団法人千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」と地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約するものです。